
逗子市の支援教育

2017(平成 29)年度

逗子市教育委員会 教育研究相談センター

目次

支援教育に関わる大まかな流れ	3
逗子市の支援教育について	4
療育教育総合センターについて	6
0歳から18歳までの子育ての一貫した支援体制の構築	7
教育相談コーディネーターの役割について	8
児童生徒の援助ニーズに応じたコーディネート	9
支援教育推進巡回チームについて	10
自己チェックリストについて	11
逗子市支援シートについて	12
逗子市の支援教室について	13
通級指導教室について	14
適応指導教室「なぎさ」について	15
教育相談について	16
子育て支援課について	17
学童クラブと学校や専門機関との情報共有や連携について	18
少人数指導教員・教育指導教員について	19
こども発達支援センターについて	20
就学相談について	21
逗子市就学支援委員会・専門会議について	22
支援教育に関する研修・会議等における個人情報の取り扱いについて	23
心理発達検査の取り扱いに関するガイドラインについて	24
用語集	25

支援教育に関わる大まかな流れ

	【世界】	【国】	【神奈川県】	【逗子市】
平成 6 年	サマランカ宣言			
平成 10 年				適応指導教室なぎさ開設
平成 12 年		児童虐待防止法施行		心の教室相談員(うるおいフレンド)配置
平成 13 年	ICF WHO 採択			
平成 14 年		今後の特別支援教育の在り方について(中間まとめ)	これからの支援教育の在り方検討協議会 支援教育の在り方(報告)	
平成 15 年		今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)		
平成 16 年		児童福祉法改正 児童虐待防止法 改正	スクールカウンセラー配置活用事業	
平成 17 年		発達障害者支援法 施行		
平成 18 年	国連 障害者の権利に関する条約 採択	学校教育法施行規則 改正 (通級による指導が可能に) 障害者自立支援法施行		介助員が学習支援員となる 心の教室相談員(うるおいフレンド)が非常勤となる
平成 19 年		学校教育法施行規則一部改正 (特殊教育から特別支援教育へ) 障害者の権利に関する条約 署名	かながわ教育ビジョン策定 共に育ち合う教育	
平成 21 年				教育相談CD後補充を市で配置 教育相談SVによる各校での研修体制整備
平成 23 年		障害者基本法 改正 (可能な限り障がいがあるものと、ないものが共に教育を受けられるように配慮する)		支援教育推進巡回チーム設置 支援教室の運用
平成 25 年		学校教育法施行令 改正 (障がいがある児童生徒の就学先決定の仕組みを変更) いじめ防止対策推進法 障害者総合支援法施行 児童福祉法 改正 (障がい児支援の強化)	神奈川の教育を考える調査会 (最終まとめ) スクールソーシャルワーカー派遣事業	逗子市の支援教育 平成 25 年度版
平成 26 年		障害者の権利に関する条約 批准	神奈川県いじめ防止基本方針 かながわ障害者計画 改訂	逗子市の支援教育 平成 26 年度版
平成 27 年		生活困窮者自立支援法		逗子市の支援教育 平成 27 年度版 逗子市教育大綱策定 逗子市障がい者福祉計画
平成 28 年		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(合理的配慮の提供) 子ども・子育て支援法施行 発達障害者支援法 改正(個別計画の作成) 障害者雇用促進法改正(雇用に関する差別の禁止と合理的配慮の提供)	ともに生きる社会かながわ憲章	ことば・きこえの教室が通級指導教室に名称変更および沼間小学校にも開設 こども発達支援センター開設 療育教育総合センター開設 逗子市の支援教育 平成 28 年度版
平成 29 年				教育研究所名称変更 看護介助員配置 児童発達支援・放課後等デイサービス開始

逗子市の支援教育について

1. 逗子市の支援教育が目指すもの

平成13年5月(WHO)総会においてICF(International Classification of Functioning, Disability and Health)が、人間の生活機能と障害の分類法として採択された。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類(ICIDH)がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対しICFは、生活機能というプラス面から見るように視点を転換しさらに環境因子等の観点を加えたことである。

次に「障害者の権利に関する条約」の批准(平成26年1月)である。この条約の「教育に関する規定(第24条)」では「インクルーシブ教育制度(inclusive education system)」と「合理的な配慮の提供(reasonable accommodation)」が示されている。また、「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に交付・施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」がこの条約を支える国内法として平成25年6月に制定され平成28年4月に施行された。これらの条約や法に沿った支援を学校教育においても取り組むことが求められている。就学にあたっては学校教育法施行令の改定によって配慮事項が変更されたことを尊重した対応が求められている。さらに、平成28年4月「障害者差別解消法」が施行され「ソーシャルインクルージョン」(social inclusion)についても具体的な取り組みが求められるようになり、同年8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され「個別の教育支援計画の策定及び個別の指導に関する計画の作成の推進」が明記された。

このように社会で支援教育に関する認識が大きく変化してきた中で、逗子市では平成27年1月、「逗子市総合計画」が策定され、「共に学び、共に育つ『共育(きょういく)』のまち」が示された。この計画は24年間のスパンを持つものである。そして2月には「逗子教育ビジョン」の基本理念として「つながりに気づきつながりを築く」人づくりが示され、それをもとに「逗子市教育大綱」が策定された。

この理念を受け、市内小中学校において「共育」「つながり」を具体化するためには支援教育の一層の充実が必要となる。そのためには、学校における教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、ケース会議や校内委員会で検討した支援の具現化や専門家及び専門機関との連携が求められている。そして、よりよい支援を行うために「支援シート」を活用し、子どもたちのライフステージを見通した援助の継続性が求められるものである。さらに支援対象者である児童生徒のリソース(資源)を効果的に活用することも必要な視点である。(＊リソースとは支援を必要とする児童生徒を援助するための人的環境や物的環境、または児童生徒自身の持つ援助に繋がる力のこと)

逗子市では、援助ニーズのある児童生徒に対し、一人ひとりに応じたプログラムによる支援を行うために「支援シート」(逗子市版)を活用する。また、「学びにくさ」のある児童生徒の支援に対して学校・家庭・専門機関が連携し、小・中学校の9年間を見通した支援体制を整える。

平成28年12月、0歳から18歳までの切れ目のない支援を行っていくため、「療育教育総合センター」を開始した。センター内の「所内カンファレンス」を中心に、さらなる支援教育推進のために就学前教育機関・療育との連携及び情報共有の推進を行っている。

義務教育終了後の児童生徒のキャリアも意識し、継続的な援助を行うべく支援シートの効果的活用を行いつつ、地域のサポート機関との共働も必要と考えている。

これらの取り組みを推進しながら、「共に学び、共に生きる地域生活」という逗子市の支援教育の具現化につながることを目指していく。

2. 支援教育の推進について

支援教育の進展は援助ニーズのある児童生徒の状態像のみに視点を当てるのではなく、「環境調整」という考え方が必要とされる。援助ニーズのある児童生徒がどのような学習環境にあり、どのような他者との関わりが行動に影響を与えているか、その要因を考慮することである。援助的・親和的学級集団であれば、援助ニーズのある児童生徒に対する刺激行動が減少し、逸脱行動も軽減される。排他的・攻撃的学級集団であれば刺激行動も多く、逸脱行動は増加する。好ましい学級集団を育てること(学級づくり)が支援教育のベースになる。個と集団とのアセスメントをとり、援助ニーズのある児童生徒の苦戦状況に気づき、手だてを講じることと、学級集団の育成を同時に行っていくことが求められる。

支援教育の取り組みにおいては、学級単位ではなく学年及び学校全体の取り組みとして推進していくことが必要である。「チーム援助」において援助対象の児童生徒への関わりを行う場合でも学校における機能的・組織的なシステムが必要となる。

教科教育の場面でも援助ニーズのある児童生徒への配慮が求められる。例えば、視覚情報による刺激に反応しやすい児童生徒にとって黒板の周囲に多くの掲示物やプリント等が掲示された場合、板書された課題や周辺にある情報の刺激により情報処理が混乱することがある。黒板及び周辺を整理し、構造化された板書が配慮を要する児童生徒にとっての合理的配慮(援助行動)になる。さらに、個々の児童生徒の学習に対する理解状況を把握した上での授業展開が必要であり、個々のアセスメントを活用し、理解を深めたうえでの対応が援助に繋がる。このような取り組みが授業のユニバーサルデザイン化も効果的な取り組みとなる。

地域のリソース(資源)を活用し、援助ニーズのある児童生徒への支援を広げることも、地域社会の理解を深めることと、支援教育を支えることにつながる。(この方法は「コミュニティ・アプローチ」と規定される概念である) 個々の児童生徒にのみ課題を見いだすのではなく、その背景要因を考察し手だてを講じていく時に、環境調整の一環として地域社会での児童生徒の状況を知り、援助に生かすことは重要な観点である。

人と人とのつながりを築く場としての学校、新たな情報の発信地としての学校、地域拠点としての学校、そして学びを支える場としての学校。これらのあり方を再認識し、全ての児童生徒に支援教育が行き届くことが逗子市の求めるところである。

3. 支援教育の今後

「すべての子に必要な支援を」というコンセプトは、子どもたちのニーズを的確に受け止め健やかに育っていく環境を提供することである。また、環境調整とは個々の児童生徒のみを対象とすることではなく、集団構造(人間関係)のよりよい変容をも目指すものであり、物質的環境以上に人的環境の持つ影響力は大きい。支援教育の定着は、援助的・親和的人間関係の形成度と密接な関連を有する。ここにおいて対象者は子どもたちのみならず関係する学校関係者や保護者も含むのである。そして、バックグラウンドとしての地域社会の有様は前述の集団構造を底支えするセーフティネットとしての機能を持つことが求められている。

お互いの違いを理解し合える人間関係を育成していくことが、誰もが住みやすい地域社会を形成することにも繋がり、「子育てしやすいまち」としてのメンタリティーを育てていくことになる。「共に学び共に育つ」とは、他者への非難や排除がネガティブな行動として認知されるコミュニティに成立する。支援教育の根幹にはより良い市民社会を形成していくコミュニティ・アプローチの視点も含まれている。学校を始めとする教育機関が支援教育の実践的な発信基地となり、地域社会と連動して機能できたときこそソーシャルインクルージョンの「はじめの一步」となる。

療育教育総合センターについて

1. 設立の経緯

本市では療育教育総合センターの整備にあたり、これまで検討してきた療育の充実と教育との連携、また支援教育の充実を合わせて推進していく中で、最も連携すべき二つの機関（こども発達支援センターと教育研究相談センター）が同じ建物内になることや恵まれた自然環境があることなどから、(旧) 青少年会館を再整備していく方針としました。

3階部分には従来の教育研究所の機能を引き継いだ「教育研究相談センター」が設置され、1階および2階部分に障がいのある子どもや発達に心配がり支援を必要としている子どもおよびその保護者に療育的支援を行う「こども発達支援センター」を設置することで、0歳から18歳までの継続した支援体制を構築し、支援を充実させていくこととなりました。

2. 0歳から18歳までの切れ目ない支援

(1) 対象年齢の拡大

こども発達支援センターでは利用対象年齢を18歳までに拡大し、切れ目のない相談支援体制を整えるとともに、保健・医療・福祉・教育との連携により就学後の療育による支援体制を強化します。また、18歳以降についても家族とともに学校や各支援機関の間で必要な情報共有を行いながら本人に適した進路選択ができるよう、また進路先への円滑な引継ぎができるようサポートしていきます。

(2) 相談機能の強化

こども発達支援センターが0歳から18歳までのワンストップでの一次的な相談受付を開始したことで、本人・保護者の幅広いニーズに応じる体制ができました。こども発達支援センターと教育研究相談センターでは、以下のような相談内容や対象についての役割分担はありますが、どこに相談するか迷うような場合でも、こども発達支援センターで一次的な受付をすることができるようになりました。

こども発達支援センター	0歳から18歳までの障がいや発達に心配がある場合の相談
教育研究相談センター	学齢期における不登校や学級不適應等、学校生活や家庭生活に関わる相談

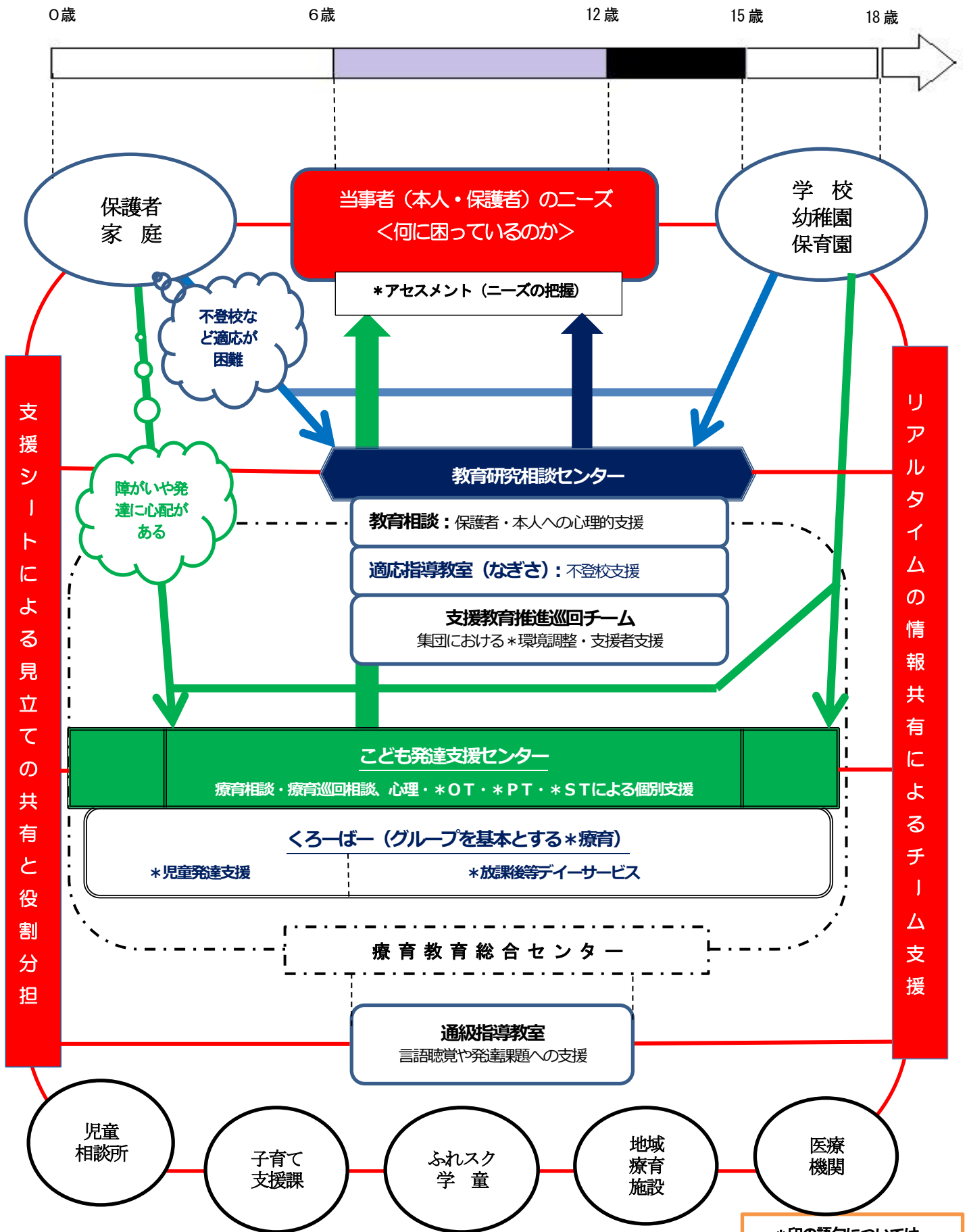
(3) 保育所・幼稚園・学校などへの巡回体制の強化

こども発達支援センターでは、来所相談だけでなく保育所・幼稚園・学校や地域の関係機関に対し、巡回相談を行います。学校については主に特別支援学級を中心とした三次的支援に関する巡回相談を行い、主に通常級を中心とした一次的・二次的支援に関する相談を行う教育研究相談センターの支援教育推進巡回チームと役割分担しながら幅広いニーズに応えるサポート体制をつくります。

(4) 支援シートやひなたファイルの活用

支援シートとともに継続的な支援ツールとして、保護者が主体となって作成する「ひなたファイル」を活用します。子どもの特性を保護者と共有し、福祉サービスを受ける場合や、進学や就労などの際に活用できるものをめざします。支援シートもそのファイルに挿入し、18歳以降の支援にも継続して役立てられるよう浸透を図っていきます。

0歳から18歳までの子育ての一貫した支援体制の構築



*印の語句については、冊子巻末の「用語集」をご覧ください。

教育相談コーディネーターの役割について

教育相談コーディネーター(以下教育相談CD)は各校に配置され、支援を必要とする児童生徒への援助を行います。また、学校内においてはハブ機能(様々な役割を持つ人々をつなぐこと)を持つ存在として支援教育推進の役割を持ちます。

1. 教育相談CDの役割

教育相談CDには、学校内外の関係者を「つなぐ」という役割が求められます。

(関係者とは、児童・生徒、学級担任・教科担任、支援級担任、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー、関係機関、学習支援員、地域・家庭など。)

また、教育相談CDは、ハブ機能を持つ存在として校内におけるリソース(資源)を見だし、援助ニーズを持つ児童生徒への支援体制を整えます。教育相談CDが全ての学年及び学級を巡回し、学級担任や担当学年との連携のもと、ニーズのある児童生徒の把握を行うことが必要であり、児童生徒支援の前提となります。また、「学びにくさを持って苦戦している児童生徒」の支援学級の運営を行います。これらの取り組みのために必要な時間数については、教育相談CDに設定された「後追いの時間」を充てていくこととなります。

個のアセスメント、また学級集団のアセスメントについては、支援教育推進巡回チーム(支援教育推進巡回指導員・巡回スクールカウンセラー)の意見やアドバイスを前提にして行うこととします。支援教室運営についても同様です。

2. 一次支援の重要性

援助ニーズを持つ児童生徒の課題が軽減化するか否かは、学級における「授業の工夫」「援助的な学級集団づくり」が大きく影響します。ユニバーサルデザインや構造化された授業を工夫し、互いに助け合って学んでいく展開を作ることが、一次支援では重要になります。「いじめ」「不登校」に連なる要因は、これらの課題への対応が不十分な場合に起きることが多く、一次支援のあり方と関連します。

教育相談CDは、各学校において一次支援に重点的に取り組み、課題解決に向けての提案を具体化していくものです。(ここで言う一次支援とは、全ての児童生徒に配慮した対応を指します)

3. 教育相談CDのマネジメント

小中学校の教育相談CDは、支援教育推進巡回チームが訪問し学級でのアセスメント(行動観察)を行った際は、該当学級担任及び学年所属教諭へのフィードバックの時間を確保し、フィードバックの場に同席するよう場を設定します。校内における児童生徒の現状を把握して、より効果的な手立てを素早く講じていくためには必要なことです。

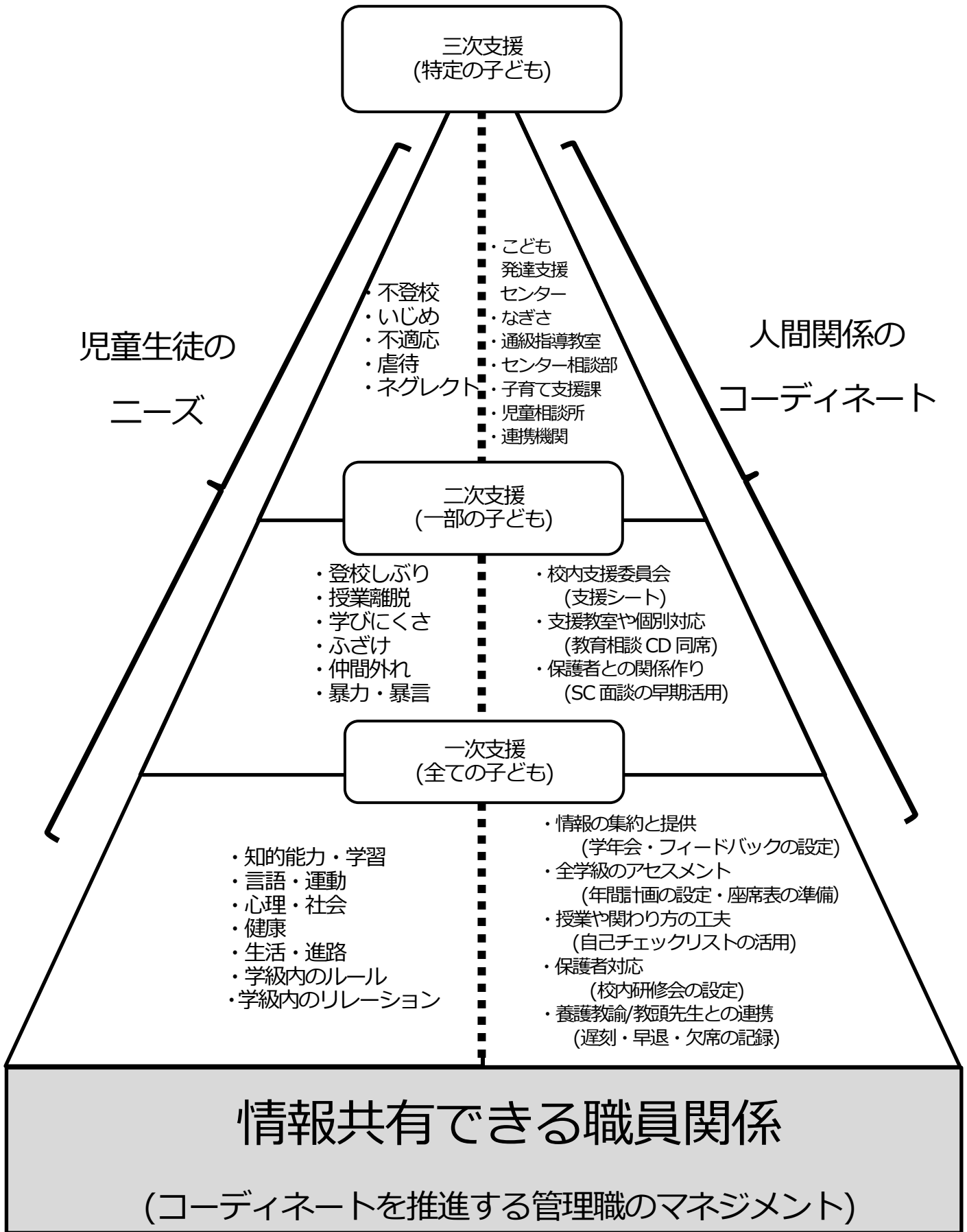
4. 支援シートの扱い

援助ニーズのある児童生徒の支援シートの作成に関しては、担任と共に関わり保護者との連携のもと支援シートを作成し、適宜支援シートの更新を行います。作成及び更新についても支援教育推進巡回チームの助言を得ます。

5. 校内委員会

教育相談CDは関係職員や管理職と連携し、定期的に校内支援委員会を開催することが求められます。援助ニーズの高い児童生徒の現状を的確に把握し、支援シートに基づく取り組みが進展しているか等の確認を行うことや、今後の対応などを検討し、支援目標の実現化・実践化に結びつくよう活動します。

児童生徒の援助ニーズに応じたコーディネート



支援教育推進巡回チームについて

支援教育推進巡回チーム（以下巡回チーム）は、支援教育推進巡回指導員（以下指導員）と巡回スクールカウンセラー（以下巡回SC）によって構成されます。

支援教育推進巡回チームの目的及び活動内容を以下に記載します。

1. 巡回チームの目的

巡回チームは市内小中学校を巡回し児童生徒の援助ニーズを把握し、担任教諭、学年教諭、教育相談CD、養護教諭及び管理職に情報提供を行います。児童生徒の状況を伝え、具体的対応についての提案を行います。

継続的に巡回を実施することで、児童生徒及び学級状況の経過観察に基づく提案を行います。

2. 巡回チームの活動

1) 個と集団のアセスメント

巡回チームは学級における授業観察等によりアセスメントを行います。アセスメントは、援助ニーズをもつ児童生徒の状況把握と、学級集団の状態を合わせて観察します。児童生徒の援助ニーズが学級集団の状態及び質と密接に関連するので、個々の児童生徒のニーズのみ着目するのではなく、集団の中でどのような影響を受けているか、アセスメントを行います。

2) フィードバック「エンパワメント」

アセスメント後はフィードバックを行います。対象は授業者であるが、教育相談CDや当該学年及び担当教員の同席が一般的であり効果的です。児童生徒の援助ニーズを教員間で共有し、手立てについて共同で考察する機会とします。巡回SCは、児童生徒の援助ニーズについて伝えることに重点を置きます。指導員は、援助ニーズと合わせて授業及び学級経営などの提案を行います。このとき、巡回SC及び指導員はフィードバック対象者のエンパワメントを基本としています。（Empowerment：エンパワメント（勇活）とは、人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来もっている素晴らしい生きる力を湧き出させること）

児童生徒の援助ニーズを伝え、行動変容につながる手立てに関する具体的な提案を行います。このことがエンパワメントにつながる取り組みとなります。

3) コンサルテーション

コンサルテーションとは、それぞれ異なる専門性を持つもの同士（この場合は教員と巡回チーム）が援助ニーズをもつ児童生徒の支援内容を検討するプロセスのことを指します。教員は、授業及び学級経営の専門家として直接児童生徒に接します。巡回チームは心理教育の専門家として教員からの相談を受け連携します。時として、担任及び教育相談CDの要望を受け学級への対応を行う場合もあります。（例、OJTとして人間関係づくりのグループワークを行うなど）

4) マネジメント

援助ニーズをもつ児童生徒及び学級集団への対応は、担任や学年のみでは対応しきれないこともあります。必要なことは「援助チーム」で対応することです。援助チームで対応するには学校がリアルタイムで対応できる機能を有することが必要です。学校が機能するためには管理職（校長・教頭）のマネジメントに委ねられる要素があります。巡回チームは、校内支援委員会の開催や中学校SCの活用を含め、マネジメントに関する管理職へのコンサルテーションを行います。

5) 巡回チームのアプローチ

児童生徒の援助ニーズを個人要因に期する課題（「医学モデル」：個人の発達課題のみに焦点化すること）として見るのではなく環境要因に期する課題（「社会モデル」：学級の人間関係などに視点を当てて課題を把握すること）として捉え、児童生徒の行動変容に視点を当てたアプローチを行う。そして、エビデンスを視座としたカウンセリングを行います。

このプロセスが学級・学年・学校の要請に応じる取り組みとなります。

逗子市支援シートについて

1. 目的と活用について

援助ニーズがある児童生徒について、より良い支援を行うために作成します。また当該の児童生徒に関わる複数の教職員が援助チームとなって効果的な支援を行うために活用します。

2. 対象児童生徒について

援助ニーズがある全ての児童生徒について、作成します。特別支援学級、通級指導教室、支援教室、適応指導教室「なぎさ」、教育研究相談センター教育相談等を利用している児童生徒もこれに含まれます。またこういった支援を利用していないけれども、学びにくさや登校しぶりで苦戦している児童生徒についても作成します。

3. 作成時期について

支援における年間の見通しをつけるために、5月末までに新規作成や更新することが望まれます。

4. 作成者と記入者について

保護者の要望や同意を得たうえで、校内支援委員会が作成し、担任が中心となって記入します。他機関を利用している場合においても、同様です。

5. 提出について

特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒については、必ず5月末までに学校教育課に提出します。そのほか、対象となる児童生徒（上記2、対象児童生徒についてを参照のこと）について作成したのも同様に学校教育課に提出します。

6. 神奈川県が例示している支援シートについて

逗子市支援シートを作成している児童生徒については、神奈川県が例示している支援シートを重ねて作成する必要はありません。

7. 管理と閲覧について

管理職の責任の下、鍵のかかる金庫等に1部保管し、当該児童生徒の支援に関わる教職員が閲覧できるようにします。また、保護者も1部保管します。

8. 新就学の児童について

保護者が、通っている幼稚園・保育園、療育、及び関係機関に記入を依頼し、完成した原本を保護者が保管し、写しを就学担当指導主事に提出します。担当指導主事より各学校長に写しを届けます。

9. 卒業後や転出時の扱いについて

市立中学校への進学および転出の場合は、要録同様に学校間で受け渡しを行います。その際、担当者からの口頭での引き継ぎも望まれます。私立中学校等への進学および高校への進学の場合は、保護者に渡します。

10. 保護者の活用について

ひなたファイルなどお子さんの支援に関わるものがあれば、それに保管し、進学先、就労先に活用できるようにすることが望まれます。

11. 電子ファイルについて

共有キャビネットからダウンロードしてご活用ください。行の幅等を適宜変更してください。

12. 作成例について

共有キャビネットからダウンロードしてご活用ください。

逗子市の支援教室について

1. 目的と活用について

援助ニーズがある児童生徒について、通常学級、特別支援学級、通級指導教室、適応指導教室「なぎさ」、教育研究相談センター教育相談等だけでなく、新たな場として児童生徒の支援を行います。将来の社会的自立を視野に入れた上で、学びにくさの要因を見立て、支援方針を立て、それに応じた援助を行います。

2. 利用までの流れ

該当する「児童生徒の援助ニーズ」「学級での状況」「本人の理解と納得」「保護者との合意」を前提に、校内支援委員会で検討し、支援シートを作成し、利用を決定します。

3. 対象児童生徒について

支援シートを作成してあることが前提です。さらに、以下に該当する場合に利用を検討します。

- ①通常学級に在籍して合理的配慮を受けているが、通級指導に準じた支援が必要とされる児童生徒
- ②通常学級に在籍して合理的配慮を受けているが、特別支援学級での支援も必要とされる児童生徒
- ③特別支援学級に在籍して支援を受けているが、新たな支援の場も必要とされる児童生徒
- ④不登校等、教室に入ることが困難な児童生徒（非社会的行動、反社会的行動を含む）

4. 指導者について

指導者は、教育相談 CD や担任等を中心に、原則的に校内の人的資源を用いて指導にあたります。支援教室の運営方針や具体的な指導方法について、支援教育推進巡回指導員および巡回 SC がコンサルテーションを行います。

5. 指導内容について

支援シートに基づいて、個別および少人数のトレーニングを行います。

- (1)教員の役割…傾聴と学習支援
- (2)外部専門機関の役割…アセスメントと SST などの専門的支援

6. 環境について

不要なものが少なく、他の子どもおよび大人からの視線を気にせずに集中できる環境が必要です。また、教材教具の紛失を防ぐために施錠ができること、室温管理や校内放送の音量調節ができることも必要です。教室の広さも通常学級の 1/2 程度の空間が適切です。

7. 効果について

学級状況が落ち着いていて、援助的な学級集団のときには、支援教室におけるトレーニングの効果が確認しやすくなります。

通級指導教室

久木小学校内：通級指導教室「ひさぎ」（しおさい教室）

沼間小学校内：通級指導教室「ぬまま」（やまびこ教室）

1. 通級指導教室とは

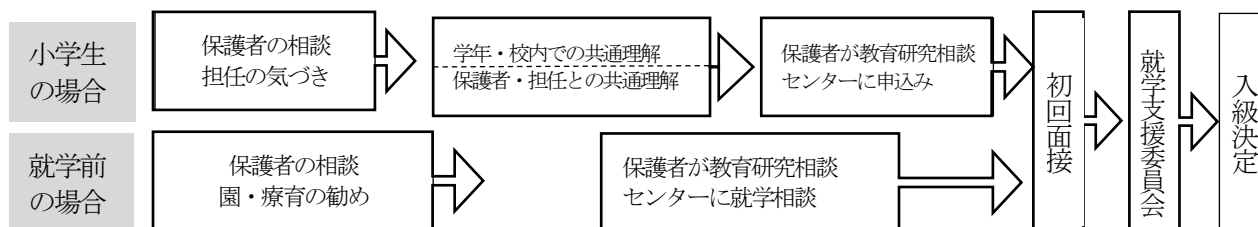
市内公立小学校の通常級に在籍する、ことばや聞こえ・コミュニケーションに課題を抱え、学習や社会生活に困り感のある児童が、個別のニーズに合わせて、個別の指導を受けるために通う通級制の教室。しおさい教室（久木小・小平小・逗子小の一部の児童が通級）とやまびこ教室（沼間小・池子小・逗子小の一部の児童が通級）がある。

2. どのような子どもたちが通級？

- ◆発音が不明瞭な子
 - ◆場面により緊張して話ができなくなる子
 - ◆話がスムーズにできない子
 - ◆読み書き算数など普通の教え方だと習得しにくい子
 - ◆人の話が聞き取りにくい子
 - ◆落ち着きがなく学習面や友達関係でうまくいかない子
 - ◆言葉の意味がわかりにくい子
 - ◆人の気持ちや場面の状況が読み取りにくい子
 - ◆自分の思いをうまく言葉で伝えられない子
- 等

3. 通級指導教室ではどのような指導をする？

- 一人一人の課題を把握し、その児童に合った個別の指導カリキュラムを立て、子どもの思いを読み取りながら個別（又は少人数）の指導を行うことで、できることを増やす。
- ・あらゆる活動の中に言語指導を盛り込み、言葉を通して相手と思いが伝わる喜びや安心感・必要性を感じられるようにする。
- ・感覚運動面の未熟さ等のために、落ち着きがなかったり、動きが不器用だったりする児童には、手先や身体を使った遊びを通して、集中力を高めたり、姿勢を整えたり、できる動きを増やしたりして自信を高める。
- ・友達との関わりが課題の児童には、必要に応じて、少人数グループ指導を行う。ゲーム等を通して、相手を意識した態度、コミュニケーション力、気持ちをコントロールする力、ソーシャルスキル等が身につくよう指導し、友達と一緒に活動すると楽しいという気持ちを育てる。
- 保護者の悩みに寄り添いながら、その子の特性について共通理解の上、子育てについて一緒に考え、家庭での環境調整を図る。
- 担任・在籍校コーディネーター・教育研究相談センター巡回チームと連携を取りながら、校内での支援を一緒に考える。必要に応じ、医療・福祉機関等とも連携を取り指導に当たる。



4. 通級指導教室に入級するには？

- ※援助ニーズのある児童に対し、ニーズに合った配慮がなされ、安心して生活できる環境調整がなされることが大事。
- ※環境調整だけではなく、自信を取り戻すためにも個別指導が必要と判断されたら、早めに入級検討を。

適応指導教室「なぎさ」について

< 方針 >

- 1 教育相談でのアセスメントに基づき、支援方法や活動内容を家庭・学校と共有しながらすすめる。
- 2 生活のリズムを整えながら、自分のことをゆっくり考えることのできる場を提供する。
- 3 進路を自ら考え選択できるよう、自己肯定感を高められるような活動を工夫する。
- 4 体験学習を通し、対人関係・コミュニケーションの方法などの小さな体験を重ね、新たな自分の発見や自信を持って活動する力を向上させる。
- 5 教科学習は、在籍校と連絡を取り、実情に応じて実施する。

< 活動 > *専任教諭1名と助手2名で行っています。内容は通室生と話し合います。

- **開室時間**：9：00～15：00 短縮日課 昼食あり13：00 昼食なし12：00
 - **活動の内容**：基本的に、午前中は一人で活動する内容、午後は集団で行う内容に取り組みます。
(ものづくり・調理実習・軽運動・校外学習・畑作業・対人関係ワーク・学校からの課題 等)
- ※ 活動の参加は、学校の出席扱いとなります。

< 連携 > *ケース会議、学校訪問、電話連絡 等

- **保護者**：活動の様子を記入した連絡帳と電話連絡の他に、年2回程度保護者面談を行っています。
- **学校、教育相談CD、担任の先生**
 - ・月末に、「通室報告書(出席日)」「なぎさ活動記録(活動の様子)」を各学校に送付しています。
 - ・「指導状況報告書(出席日数・所見)」は前期最終業式、後期修了式前に学校長宛に送付いたします。
 - ・毎月発行している「なぎさだより」で活動の報告や予定の連絡を行っています。(豆子のグループウェアで配信)
 - ・通室が決まった後も、**通室生と学級の児童生徒や担任の先生との関わりが希薄にならないようにし**、通室生との信頼関係を築くこと・復帰できる環境を整えることが、学校復帰への近道となります。
 - ・巡回チーム・研究相談センター相談部・子育て支援課など関係機関と連携し、ケース会議を行いながら、**担任の先生が支援シートを更新**していきます。

< 通室の流れ > 支援シートが作成されていること

- 1) **校内支援委員会でなぎさ通室を検討**：<一次支援>校内支援の検討 <二次支援>対応を学年で検討し、支援シートを作成して支援を共有したが、<三次支援>他機関との連携が必要と校内支援委員会で判断されたとき、保護者・本人への説明、通室希望の確認をへて教育研究相談センターに連絡してください。CDは連絡窓口となり、保護者が教育相談の予約を取ってください。
- 2) **教育相談(インテーク)**：センターの相談部で初回面接を行います。相談を重ねる中で本人のニーズに合わせて、「なぎさ」の見学を行います。
- 3) **通室面談**：通室について、保護者・本人それぞれに担当相談員が面接しアセスメントを行います。
- 4) **なぎさ体験**：参加状況を見ながら相談部と連携し、今後の方向性を決めます。
- 5) **正式通室**：保護者は「通室申請書」を教育委員会に提出します。教育委員会から保護者・学校宛に「通室承諾書」で通知されます。

*正式通室後も、心理的な支援のための相談部との教育相談は、並行して継続されます。

教育相談について（教育研究相談センター内）

○教育相談とは…

市内在住の小・中学生とその保護者を対象とし、不登校、学校生活で児童・生徒が困っていること、保護者の養育に関する不安や疑問などの相談を受け付けています。

○開所の時間

平日 9:00～17:00 で事前に予約を取って頂き来所相談となります。

○教育相談ではどのようなことをするの？

- (1) 児童・生徒それぞれのニーズに合わせて、プレイセラピーや面接を行います。
- (2) 保護者の方との面接では、お子さんへの理解を深めながら、困っていることへの対応について一緒に考えていくことを目的としています。
- (3) 適応指導教室「なぎさ」を希望される場合もまずは教育相談へご相談ください。児童・生徒の気持ちや状態を見て通室の時期をご本人・保護者と一緒に検討していきます。
- (4) 相談の過程の中で必要に応じて、心理発達検査を実施することがあります。

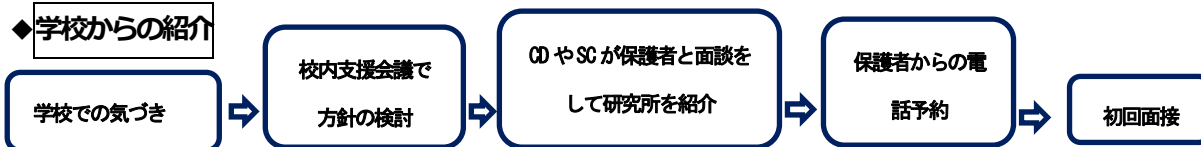
※教育相談は検査機関ではありません。お急ぎの場合は医療機関等にご相談下さい。

○その他

ご相談内容によっては教育相談で扱うことが難しい場合があります。お話を伺った上で、より適切な相談先のご紹介や校内での支援をお勧めすることがあります。

○教育相談へのつながりかた

◆学校からの紹介



◆保護者（本人）から直接の相談



○学校や外部機関とのやりとり

学校：保護者（本人）の了解が得られた場合に限り、児童・生徒の適応に役立つ情報を学校と共有していきます。

外部機関：各関係機関と情報交換を行うことがあります。外部機関としては、こども発達支援センター、子育て支援課や児童相談所、医療機関等が挙げられます。

※教育相談の事務手続きや本冊子についてのご質問がありましたら、教育研究相談センター担当指導主事までお問い合わせ下さい。

子育て支援課について

○業務内容

・子育て支援課においては、健診を含む母子保健・ひとり親家庭への支援・子ども相談・児童手当をはじめとする給付に関する事務、要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局業務などを行っています。相談や支援の対象ケースについては、対象児童の情報をまとめ、児童相談所やその他の関係機関と連絡調整をして、フォローを行う体制を作ります。

※要対協の対象ケースとなる要保護児童（児童福祉法に基づく）と文部科学省の通知による要保護および準要保護児童は異なります。

○学校との連携

・児童虐待のおそれがある時、子どもの心身に心配なことが起きている（おそれのある）ときは、ためらわずに子育て支援課にご連絡ください。子どもの利益を最優先し、しかも、保護者にとって負担感が少ない支援体制をとることで、子どもの安全を第一とします。

※虐待のおそれのあることとは・・・子どもの傷・痣や児童の発言より家族からの暴力（性的な内容を含む）が疑われること、保護者からの子どもへの過度な叱責、子どもの前での暴力や暴言、養育の放棄（ネグレクト）、子どもの心身に影響を及ぼすほどの経済的困難な状況のこと。

○ふれあいスクールとの連携

・ふれあいスクールパートナーがふれあいスクール利用者に児童虐待のおそれがあるとき、子どもの心身に心配なことが起きているときに、適切な対応ができるよう、学校やスクールカウンセラーに相談できる体制を整えています。

○心配な事が起きた際の学校の対応

・「いつ・誰が・誰に・どのようなことが・どれくらいの頻度で起きているか」を、事実と憶測とを分けて記録してください。また対応日時と対応者も記録してください。傷・痣等の目に見えるものに関しては可能な範囲で写真を撮ってください。

・上記の内容を子育て支援課にご連絡ください。傷・痣があった際には直ちにご連絡ください。

・可能な範囲で学校でも子どもや保護者への聞き取りをお願いしています。

※性的虐待を除く。性的虐待が疑われた時は、すぐに児童相談所に対応方法を相談してください。

○通告義務について

・児童虐待防止法により、通告が義務となっています。初期に虐待等の異変に気付く可能性のある学校、保育園、幼稚園等では、年度当初のうちに、保護者に周知しておくことを勧めます。

○参考

- ・児童福祉法
- ・子ども虐待防止ハンドブック（神奈川県）

○参照

- ・神奈川県児童虐待初期対応プログラム

連絡先：教育部子育て支援課 TEL： 046-872-8117（直通）

学童クラブと学校や専門機関との情報共有や連携について

1. 学童クラブとは

学童クラブ(本市では放課後児童クラブと言っています。)は、児童福祉法に基づく児童福祉事業です。本市の学童クラブは、市が専用施設を建設して実施していますが、このような例は県内でも少数です。多くが、学校の余裕教室の活用等で実施しているのが現状です。

利用児童は、保育園と同様に保護者が就労等により、保護者が放課後家庭にいないなどのお子さんに対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供する、お子さんの健全な育成の場として設置しています。各クラブは小学校区を単位としており、他の学校区の児童の利用は基本的に認めていません。

2. ふれあいスクールとの違い

学童クラブを保育園のような位置付けで生活の場として設置しているのに対して、ふれあいスクールは、全児童を対象とした「遊びの場」として設置しています。

大きな違いとして、①出欠を取り所在確認をするかどうか、②おやつを提供したり宿題の時間を設けたり生活の場としてのプログラムを実施するかの2点があります。

3. 学校との連携・情報共有

各小学校区に設置された5カ所の学童クラブは、小学校区により実施の頻度は異なりますが、学校・ふれあいスクール・学童クラブの3者で、定期的な情報交換・共有の場を設けています。

この場では、各々の行事やプログラム等の予定の確認を行い、児童への負担や同じような行事が重ならないよう調整を行っています。また、各々の児童が学校・遊びの場・家庭で、各々違う側面を持っているのと同じように、学校・ふれあいスクール・学童クラブで、違う顔や違う側面を見せており、各々の児童への対応に齟齬が無いよう、各々の児童の福祉に沿うよう、必要に応じて家庭との連携についても、共通認識を持つことが必要です。また、必要に応じて教育研究相談センターの巡回チームとの連携も図っています。

4. 専門機関との連携・協力

◇こども発達支援センターとの連携

学童クラブは、「集団での保育が可能」な児童を受け入れる施設のため、全ての障がい児を受け入れられる訳ではありませんが、合理的配慮を踏まえつつ、同センターを利用している児童が在籍しています。本市で子ども発達支援センターが設置されてから日が浅いので、療育との直接的な連携はまだ模索している段階ですが、いずれは組織的・直接的な連携を図り、利用児童への重層的な支援を図ることが求められています。子ども発達支援センターとの連携は、発達障害者支援法を踏まえ、当然学校との連携も含まれており、今後更なる連携を図ることとなります。

◇児童相談所や子育て支援課子ども相談との連携

児童相談所や子ども相談との連携は、主に被害待児童への対応です。当該児童の状況に応じて、連携の程度や手法は異なりますが、これは、学校との連携と同様に対応する場合がほとんどです。必要性が高い場合は、個別児童のためにケース会議が開催され、各々の機関で役割分担を行い対応することとなります。

教育指導教員の役割

逗子市では、教育研究相談センターに4名（県費2名、市費2名）教育指導教員を配置しています。その役割は、教員の授業力向上を図るために各学校を巡回し教員に対する指導・助言を行うことです。

小学校は平成30・31年度、中学校は平成30～32年度の移行期間を経て、新学習指導要領の完全実施となります。新学習指導要領では、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」が示され、学び方（学習のプロセス）が重視されるようになります。知識伝達型授業から子どもたちが「主体的・対話的で深い学び」ができるように学習過程を転換していくことが必要です。「対話」を促進することによって「主体性」が育まれ、自らの学習過程を振り返ることによって「深い学び」を実現していく（2015年8月 文科省初等中等教育分科会教育課程企画特別部会『論点整理』）こととなります。授業において良好な対人関係を基盤とした学びを形成していくことにより、一次的支援にもつながります。

本市における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教育指導教員にも以下のような新たな役割を果たすことが求められます。

- (1) 授業改善の視点 … 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、各教科における具体的な学び方や学習過程に関する指導・助言を行います。
- (2) 対象の拡大 … 今まで学校巡回の教育指導教員は、主に若手教員の育成を目的として臨任・非常勤教諭を対象に指導・助言してきました。今年度からは対象を全教員とし、指導主事や教育研究相談センターの巡回チーム等と連携しながら授業改善に取り組むこととなります。
- (3) 教育指導教員の研修 … 「主体的・対話的で深い学び」について具体的に指導・助言できる力の向上を目指し、スーパーバイザーの指導を受けたり、指導・助言内容について協議するなど自主的な研修を行っています。

今まで教育指導教員や支援教育推進巡回指導員は教育研究相談センターが作成した「自己チェックリスト」を活用した指導・助言を行ってきました。「授業についての自己チェックリスト」には、Ⅰ⑥『子どもの間違いを受け止められる援助的な人間関係をつくっている』Ⅴ②『ペア学習やグループ学習など、相互的な学び合いの工夫をしている』③『子どもが自分の考えや意見などを発表できる場面を設定している』などの項目が含まれ、「学級経営についての自己チェックリスト」にはⅡ①『…体験を通して自己理解・他者理解を深める取組をしている』②『話の聴き方や話し方など、円滑な関係づくりのスキルを身に付けさせる取組をしている』等の項目があります。また、「児童・生徒指導についての自己チェックリスト」には、Ⅳ②『授業になかなか取り組めない子どもでも、参加できる場面を用意している』③『他者との関わりの薄い子どもに、意図的に話しかけている』という項目が含まれています。これらの項目を具体的に授業の中で実践することが「主体的・対話的で深い学び」につながります。

今後とも教育指導教員・支援教育推進巡回指導員・巡回SCがいっそう連携を深めながら、学校のニーズに応えられるよう一貫したサポート体制を構築していきます。

こども発達支援センターについて

1. 目的

こども発達支援センターでは、0歳から18歳までの障がいや発達に心配のある子どもとその保護者などを対象に、保健・医療・福祉・教育との連携のもと、療育を中心とする継続的な支援を行います。

2. 概要（ひなた・くろーばー）

	相談部門（ひなた：市直営）	療育部門（くろーばー：県央福祉会）
支援内容	①療育に関する相談 ②各種検査、行動観察によるアセスメント ③個別支援 ④勉強会、関係機関との連携、家族サポート等	日常生活における基本動作の獲得や生活能力の向上のために個別支援計画を作成し、家族と協働しながら、障害児通所支援を中心とした専門的な療育の支援を行う。

3. 役割

(1)相談機能の充実

- ア 18歳までの子どもの障がいや発達に関する相談を幅広く受け止め、アセスメントや経過観察、さらに関係機関との連携等を通じて個別支援ほか適切な支援のコーディネートを実施します。
- イ 保育所・幼稚園への定期的な巡回相談、必要に応じた学校へのコンサルテーション等を通じて、地域の関係機関との連携や支援者支援を推進します。
- ウ 保護者に対する情報提供にとどまらず、広く市民に対する啓発を進めることにより、市民全体で子どもとその家族を支える地域づくりをめざします。

(2)療育機能の充実

- ア 幼児期からの療育については、一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況にあわせ専門性の高い手厚い療育プログラムを提供するとともに、家族と協働しながら一貫した支援に取り組むなど、より充実した療育体制を構築します。
- イ 支援が途切れやすい就学前後に必要な調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられるよう、相談機能を軸として、家族と協働しながら小・中学校など教育機関と連携した支援体制を構築します。

(3)医療連携の充実

- ア 保護者の認識を深め、子どもへの適正な支援計画をつくるため、専門医との連携を含む医療と関わる機会を確保します。
- イ 学齢期も含め、どの段階においても医療的対応が必要な場合に、適正な医療を受けられるよう、関係医療機関や地域の医療機関との連携の確保を図ります。

就学相談について

1. 就学相談とは

子ども一人ひとりについての状況やお子さまをとりまく諸条件を充分考え、もっとも適切な教育を受けられる場を保護者の方とともに考えていく相談のことです。

2. おおまかな流れ

(1) 初回相談：保護者の方から就学についての心配事や願い、子どもの状況などをお聞きます。

【相談内容（例）】

- ・幼稚園、保育所の先生・こども発達支援センターなどから相談を勧められた。
- ・小学校への就学や中学校への進学について不安がある。
- ・「通級指導教室」について知りたい・通いたい。
- ・通常の学級か特別支援学級かで迷っている。
- ・特別支援学級や県立盲・ろう・養護学校（特別支援学校）を見学したい。

【教育委員会の対応】

- ・就学システムの説明(1年間の流れ)
- ・入学後の支援体制について情報提供
- ・希望に応じてできる事
 - 学校・通級指導教室見学などのコーディネート
 - 児童・生徒の行動観察・情報収集
 - 入学前学校面談のコーディネート など

(2) 情報収集：個人情報保護の観点に配慮し、保護者の了解のもと行います。

◇保護者からの情報収集

◇教育委員会による面接・行動観察

- ・幼稚園・保育所・学校・こども発達支援センター 等にて

◇心理判定・医学的診断などの情報収集

- ・関係機関からの情報収集及び検査依頼（保護者から、直接関係機関から）
- ・関係機関：こども発達支援センターなどの療育機関・子ども医療センターなどの医療機関
子育て支援課・児童相談所・通級指導教室・幼稚園・保育所・学校・その他の機関

(3) 再相談：お子様の状況に応じた教育の場・学習の場を一緒に考えていきます。

（どんな支援を必要としているのか。要望に応えられるのか。）

- ・情報の提供(適切な判断をしていただくために必要な情報をお伝えします。)
- ・ライフステージを見通した相談(卒業後の進路先やその後の生活も見据えていきます。)

(4) 希望決定(9月～10月ごろ)

(5) 資料作成（通常の学級への就学・進学希望だが配慮を希望する場合、逗子市就学支援委員会への資料提出はありません。入学前に学校と面談を設定できます。その際支援シート等を準備します。)

1. 「通級指導教室」への通級の場合
2. 逗子市立小・中学校特別支援学級への入級の場合
3. 県立盲・ろう・養護学校（特別支援学校）への就学・進学・措置替えの場合

(6) 就学支援委員会・専門会議での審議

(7) 教育委員会による措置決定

逗子市就学支援委員会・専門会議について

1. 逗子市就学支援委員会・専門会議とは

逗子市に在住で、逗子市立小学校・中学校等に就学・進学しようとする教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な就学措置を行うために設置された委員会。通常年三回開かれ、特別支援（養護）学校・特別支援学級への就学・進学について、また、通級指導教室への通室についてなどの審議を行います。

2. 委員、アドバイザーの構成

- (1) 就学支援委員：小・中学校校長代表、特別支援学級担任代表、通級指導教室担任代表、子育て支援課代表、療育教育総合センター・こども発達支援センター代表、学校教育課就学相談担当等
- (2) アドバイザー：県立鎌倉養護学校代表・県立武山養護学校代表、児童相談所代表（鎌倉三浦地或児童相談所）、医師（内科・耳鼻咽喉科・整形外科・神経科）、臨床心理士・言語聴覚士

3. 日程

第1回就学支援委員会	10月下旬～11月上旬
第2回就学支援委員会（専門会議）	1月
第3回就学支援委員会（専門会議）	2月下旬～3月上旬

※必要に応じて臨時会議を設定することもあります。

4. 内容

資料をもとに、通級指導教室への通級、特別支援学級入級、県立盲・聾学校、市立聾学校、県立養護学校（特別支援学校）等の就学・進学について検討する。

5. 就学支援について

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを客観的に把握し、保護者の意向を最大限尊重しつつ、就学支援委員会の見解を踏まえて、総合的判断のもと教育委員会において措置決定を行います。

詳しくは、「逗子市就学支援委員会規定」・「就学の手引き」・「就学支援資料」を参照してください。

支援教育に関わる研修・会議等における個人情報の取り扱い

支援教育においては、他人の知り得ないような個人情報を関係職員が知ることがあります。本人や家族への不利益が生じないように配慮し、個人情報を適切に取り扱しましょう。研修及び会議の目的や参加者の構成を考慮し、以下のことについては、学校長とも相談して決定してください。

- * 個人情報とは
 - ・ 氏名、住所、生年月日など、生存する特定の個人を識別できるもの
 - ・ 顔認証や指紋認証などデジタル化された記号や符号を含む
 - ・ 生存する個人を識別される「おそれ」のあるもの（HP公開は免責にならない）
例：所属を識別可能なメールアドレス（@edu.city-zushi.ed.jp など）
- * 取扱上の留意点
 - ・ 個人情報は「本人」から収集する
 - ・ 個人情報の利用及び提供は、「本人の同意」に基づく（他機関との情報共有など）
 - ・ 官公庁からの問い合わせであっても、「裁判所からの文書提出命令」以外は回答しない。
 - ・ 個人情報はメールやFAXなどで送信しない。
 - ・ 多数者に一斉メール送信時に、CC欄に他者のアドレスを誤入力・送信すると、アドレスが漏えいする（BCCで入力・送信する）

1. 事例発表の許可について

必要な情報の範囲内に収めましょう。

2. 発表資料の作成内容について

本人が特定されないように表記しましょう。

3. 配布資料の取扱い及び処理について

回収の有無や保存する部数を確認しましょう。

また回収する資料はナンバリングします。

4. 心理発達検査に関する資料の取扱いについて

数値のみの提示は避け、得意・不得意の能力について公平に紹介しましょう。

また、今後の支援に役立つ情報提供をしましょう。

詳細は以下の資料をご確認ください。

「逗子市個人情報保護条例」

「支援教育に関わる各種研修・会議等で事例を扱う場合のガイドライン」

「心理発達検査の取扱いに関するガイドライン」

心理発達検査の取扱いに関するガイドライン（平成 29 年）

教育研究相談センター
こども発達支援センター
通級指導教室

1. ガイドライン策定の趣旨

本ガイドラインは、逗子市の各専門機関（教育研究相談センター・こども発達支援センター・通級指導教室）で実施する心理発達検査（以下「検査」という）の取扱いに関して、児童生徒の基本的な人権等に配慮しながら市内各専門機関が共通の指針で実施するために定めるものです。

児童生徒に対する適切な支援を進めるためには、身体的側面・情緒的側面・発達の側面・環境的側面などについての多様な分析（アセスメント）が必要です。この分析に基づき、児童生徒の特性を捉え、校内の関係職員及び外部関係機関とのネットワークにより具体的な支援が行われていきます。心理発達検査は支援の手立てや関わり方などについて、保護者と専門機関が協働するために活用する一つのアセスメントツールです。児童生徒の健全な発達に役立つよう、その取扱いについてはさまざまな配慮が求められます。

2. 検査にあたっての基本的な考え方

本市の各専門機関は、検査の基本的な考え方について以下のような共通の認識を確認しました。

- （1）検査の目的は、児童生徒への支援の手立てや方向性等について保護者と専門機関が共有するために行う。
- （2）検査結果は、児童生徒の能力のすべてを表しているものではない。
- （3）検査結果は固定的なものではなく、検査時期・環境・検査者との関係性などさまざまな要因によって変化する。

3. 保護者への説明と同意

検査前には必ず、上記2で確認した「検査の目的とその限界」について、保護者・本人に丁寧に説明したうえで、実施についての同意を得なければなりません。また、検査はあくまで保護者・本人の自由意思に基づいて行うものであることを確認します。学校などの他機関から紹介された場合でも、あらかじめ検査機関が検査の必要性についてアセスメントし、その責任において十分な説明と同意の手続きを経て実施することが求められます。

4. 学校などが専門機関に紹介する場合の留意事項

校内支援委員会等で、児童生徒に一次支援および二次支援が十分にされているか確認してください。そのうえで、検査の必要性があるか否かは、検査機関がその責任においてアセスメントして判断することをご理解ください。また、保護者にその必要性や目的について丁寧に説明することで十分に理解と承諾を得てから、専門機関を紹介してください。

5. 検査結果の説明

検査結果については、得意・不得意について公平に説明できるように、数値の開示を含む客観的データについての資料およびどのような対応が望ましいかを掲載した資料をお渡しします。それらの資料をもとに、本人・保護者の困り感やニーズに応え、保護者に具体的に説明を行います。

これらの情報を保護者が主体となって学校や関係機関と共有することを基本としますが、保護者の承諾がある場合には、学校や関係機関へ結果をお伝えします。その際にも、上記の資料を必要に応じて活用しながら、得意・不得意について公平に提示し、本人への不利益が生じないように配慮して説明をします。本人への説明が必要な場合には保護者の同意のもと、長所を伸ばす視点で説明し数値の開示は基本的にしないものとします。

用語集

【校内の支援体制】	
校内支援委員会	援助ニーズがある児童・生徒や学級集団の実態把握を行い、支援方針の検討等を行う。管理職・教育相談 CD・特別支援学級担任・養護教諭・担任・巡回チーム・その他必要と思われる者で構成する。具体的な役割は、児童・生徒の援助ニーズの情報共有、支援方針の決定と援助チームの編成、支援シート作成状況の確認、教職員に対する情報共有及び支援体制の確認、である。
補助教員(表記例；後追い)	特別支援補助教員の職務は、教育相談 CD がその役割を遂行するために活用される。
援助チーム	担任・養護教諭・教育相談 CD・保護者・その他支援を行う者で構成する。
ケース会議	ケース会議とは、援助ニーズがある児童・生徒に直接対応しない学校関係者も含めて、支援方針を共有する会議のこと。当該児童・生徒に関する個人情報については、会の参加者で共有する。
事例検討会	ある事例をモデルケースにして、対応や取組みについて研修する会議。
【支援に関する概念や方法】	
アセスメント	個別のアセスメントにおいては、支援の必要な児童・生徒の状況やその背景(成育歴や環境等)などを把握すること。行動観察・教職員からの聞き取り・保護者との面接・関係機関等からの情報提供を受けて、対象児童・生徒の認知や行動特性を把握することで、必要に応じて発達検査を行う場合もある。 学級集団のアセスメントにおいては授業時間中・休み時間・係り活動・清掃活動などを行動観察し、集団の凝集性や活動意欲、ルールとリレーションの状態を把握する。
個別の教育支援計画 /個別の指導計画	援助ニーズがある児童・生徒一人ひとりについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的計画が個別の教育支援計画と呼ばれ、保護者の参画や意見を聴きながら、他機関とも連携しながら作成する。指導の目標・内容・方法を盛り込んだきめ細かい計画は、個別の指導計画と呼ばれる。
環境調整	適切な行動を増やし不適切な行動を減らす環境を提供し、児童・生徒の学びにくさを支援すること。物(黒板、教科書等)だけではなく、物以外(教員やクラスメイトの援助的な声かけ等)も環境として定義される。
合理的配慮	児童・生徒の援助ニーズに応じた環境調整のことで、障害者権利条約で定義されている概念。例えば、「ニーズに応じた教科における配慮」「対人関係の状態に対する配慮」「クールダウンするための小部屋等の確保」などがある。行政機関は提供が義務付けられている。
資源(表記例；リソース)	支援を必要とする児童生徒を援助するための人的環境や物的環境、または児童生徒自身の持つ援助に繋がる力のこと
授業の ユニバーサルデザイン化	援助ニーズがある児童・生徒に配慮した授業づくりをしていくことが、学級のすべての子どもにわかりやすい授業となる。例えば黒板の様々な掲示物を背面黒板等に移動することで、学びにくさのある児童・生徒の支援にもなり、その他の子どもにとっても授業内容の板書に集中しやすい環境が整う。
ルール/リレーション	ルールとは、学級生活における対人関係や集団活動を円滑にするための規則・規律やマナーのこと。リレーションとは、教師と子ども、子ども同士など、学級の中に親和的であたたかい感情交流のある人間関係のこと。
コンサルテーション	異なった専門性や役割を持つ者同士が、児童・生徒の問題状況について検討し、今後

	の支援のあり方について助言すること。
インクルージョン	障害の有無にかかわらず、全ての人を包括して、一人ひとりの援助ニーズに応じた教育や教育的支援を展開していくという考え方。
ソーシャルスキルズ トレーニング(表記例; SST)	人と上手に付き合うための知識および技能のこと。「聞く」「謝る」「ルールを守る」など様々なスキルがあり、具体的な練習と適切なタイミングの行動強化によって上達する。
言語聴覚士 (ST)	主に言葉の遅れや発音の問題、吃音など個々の状況を考慮した目標を設定し、相談や個別支援を行う。
理学療法士 (PT)	一人ひとりの障がいや運動発達の状況に応じて、理学療法の目標を設定し、支援を行う。運動遊びをとおして発達を促しながら、自宅での遊び方の工夫なども伝える。臥位や座位における姿勢の評価やケアも行う。
作業療法士 (OT)	一人ひとりの障がいの状況を考慮したリハビリテーションの目標を設定し、支援を行う。遊びを中心としたいろいろな活動をとおして、手の機能や認知面等の発達を促し、日常生活に必要な力をつけるための支援等を行う。また、食事・衣類の着脱・遊び等の日常生活が容易に行えるよう、理学療法士とともに自助具や補装具等の使用・作成等についての相談を行う。
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力の育成に向けて必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のためのプログラム等を継続的に提供する。学校教育と相まって障がいのある児童・生徒の自立及び社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
療育	障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な専門的な支援を行うもの。
【外部機関や人的資源】	
支援教育推進巡回指導員 (表記例; 巡回指導員)	逗子市における支援教育を推進するため、支援教室の運営や学級・学校経営等について、教員や管理職にコンサルテーションを行う。また当該児童・生徒の保護者へのアドバイスも行う。
巡回スクールカウンセラー (表記例; 巡回 SC)	保護者との面談や行動観察等から、当該児童・生徒および学級集団をアセスメントし、具体的な支援方法を教員や管理職にコンサルテーションする。
スクールソーシャル ワーカー (表記例; SSW、SSWr)	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒の環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。